

一般社団法人都留青年会議所

理事及び監事選任に関する規則

第1章 総則

- 第1条 定款第17条に定める本会議所の理事長を除く理事及び監事の選任は、本規則の定めるところによる。
- 第2条 この選任に関する事務を管理するため、役員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

第2章 役員選考委員会

- 第3条 当該年度の理事長は、次年度理事長予定者の決定後、速やかに選考委員会を召集しなければならない。
- 第4条 選考委員会は、当該年度の理事長、副理事長、専務理事及び各委員長並びに次年度理事長予定者をもって構成し、その中より選考委員長及び副委員長各1名を互選により決定する。
- 2 選考委員長に事故あるときは、副委員長が代行する。

第3章 選考委員会の任務

- 第5条 選考委員会は、次年度理事の定数を決定する。
- 第6条 選考委員会は、本会議所理事長選挙に関する規程第17条に基づいて確定した選挙人名簿に記載された正会員に対し、所定の役員推薦用紙を配布し、次年度理事候補者の推薦を求める。ただし、用紙配布の際、推薦に必要と思われる参考資料を添付することができる。
- 第7条 理事長選挙に関する選挙人名簿に記載された正会員は、前条により配布された役員推薦用紙に、無記名で、選挙人名簿に記載された正会員の中から次年度理事に推

薦する者を2名以内で連記したうえで、選考委員会の指定する期限までに、次のいずれかの方法により提出しなければならない。

(1) 選考委員会が主たる事務所の所在地に備え付けた投票箱に投票する方法

(2) 密封のうえ、選考委員会宛てに返送する方法。

第8条 選考委員会は、前条により提出を受けた役員推薦用紙を審査し、推薦のあった者の中から次年度理事定数の半数を選考する。ただし、次年度理事定数が奇数の場合は、端数を切り上げた人数を選考するものとする。

第9条 選考委員会は、前条の選考に際し、当該年度の理事以外の者を、次年度理事定数の4分の1以上選ばなければならない。

第10条 推薦された者が次年度理事定数の半数に満たない場合及び本年度理事以外の者が次年度理事定数の4分の1に満たない場合は、選考委員会は、推薦された者以外の正会員から適当と思われる者を選考することができる。

第11条 選考委員会は、その運営のため細則を作ることができる。

第4章 選考委員会の性格

第12条 選考委員会の決議及び評議の内容は公表しない。

第13条 選考委員会の委員である当該年度各委員長は、選考委員会において、所属委員会の理事選任についての意向を述べなければならない。

第5章 次年度理事候補者の推薦

第14条 次年度理事長予定者は、正会員の中から、次年度理事定数の半数を推薦する。但し、次年度理事定数が奇数の場合は、端数を切り捨てた人数を選考するものとする。

第15条 次年度副理事長については、選考委員会によって選考された次年度理事候補者及び前条により推薦された者の中から、次年度理事長予定者が推薦する。

第16条 次年度監事は、本会議所会員資格規程第30条に定める資格を有する者の中から当該年度の理事長が推薦する。

第6章 総会の承認

第17条 選考委員会は、毎年10月以降に行われる定時総会又は臨時総会の前日までに、当該年度理事長に、次年度役員候補者名簿を提出しなければならない。

第18条 当該年度理事長は、前条の名簿を総会に提出し、その承認を経なければならない。

附 則

この規則は、2016年6月24日から施行する。